

瀬戸市訓令第3号

本 庁
公 所

瀬戸市入札参加者指名審査委員会規程（昭和47年瀬戸市訓令第2号）
の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 <省略> 2 委員長は副市長を、副委員長は行政管理部長 を、委員は都市整備部長、 <u>行政管理部行政課長</u> 、 <u>行政管理部財政課長</u> 、都市整備部都市計画課長、 都市整備部建設課長、都市整備部維持管理課長、 都市整備部下水道課長及び都市整備部水道課長を もって充てる。 3及び4 <省略> (事務局) 第6条 この委員会に属する事務は、 <u>行政管理部行</u> <u>政課</u> において処理する。	(組織) 第3条 <省略> 2 委員長は副市長を、副委員長は行政管理部長 を、委員は都市整備部長、 <u>行政管理部財政課長</u> 、 <u>行政管理部行政課長</u> 、都市整備部都市計画課長、 都市整備部建設課長、都市整備部維持管理課長、 都市整備部下水道課長及び都市整備部水道課長を もって充てる。 3及び4 <省略> (事務局) 第6条 この委員会に属する事務は、 <u>行政管理部財</u> <u>政課</u> において処理する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。